

令和4年 天草市農業委員会第9回総会議事録

令和4年8月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
5番	猪 原 真 滋 君	7番	野 中 幸 廣 君
8番	平 岡 敬 則 君	9番	川 口 明 君
10番	富 崎 ますみ 君	11番	黒 川 紀 世 子 君
12番	端 田 睦 子 君	13番	山 並 彰 一 郎 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

6番 中村 三千人 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	係 長	松 本 馨
書 記	井 上 拓 海	書 記	浦 川 優 也
書 記	濱 朋 也		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第84号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第85号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第86号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第87号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第88号	非農地証明書交付申請について
日程第7	議第89号	空き家に付属した農地の指定について
日程第8		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和4年天草市農業委員会第9回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。8月下旬となりましたが、まだまだ残暑が非常に厳しい中で、様々な活動をされていることと思います。暑さが本格化している時期よりも暑さのピークを過ぎた今くらいが、熱中症などにかかりやすいと言われていています。十分注意をしていただきながら、作業をして頂きたいと思います。また、コロナウイルスの第七波により、感染者が近所近辺にもみられるような状態となっております。今日の天草市の感染者がおよそ200名程度と非常に高い水準で推移しております。秋以降もこの勢いが持続することが予想されますので、十分に留意しながら、業務に携わっていただければと考えております。本日は3条が4件、4条が2件、5条が6件、利用権設定が31件、非農地が5件、空き家に付属した農地が1件、合計で49件の議案が提出されています。慎重なるご審議をしていただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（上原和之君） 本日は、6番の中村委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が、ご出席でございますので総会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議事の進行は会長をお願いいたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13番山並委員、2番山下委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第84号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。この案件は、令和4年6月総会にて、一度審議された案件です。6月総会後に申請者から一部分筆して農道にしたいと連絡があったため、再度分筆後に申請してもらいました。楠浦町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑565㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。この場所は6月の時点で3回ほど見に行っている

場所です。道が必要ということですが、分筆もきちんとしてされているので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田913㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜、果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。山下推進委員と一緒に現地確認に行ってきました。ただ今事務局から説明があったとおりです。ここはかつて田んぼになっていましたが、水が足りないことが多いため、埋め立てて畑として利用しているそうです。特段問題はないと思われるので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。有明町の譲受人は、千葉県の譲渡人より、有明町の畑5968㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはデコポンを栽培される計画です。資料②の申請事由にあります。譲受人は、新規

就農者のため、営農計画書を提出してもらっています。面積が広いですが、現在農地を借りて耕作している方がデコポンを栽培しており、その方に教わりながら栽培する計画となっています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。山田最適化推進委員と現地確認及び譲受人と話をしました。新規就農ということですが、近所の親族の家に同居をするということでございました。ただいま事務局から説明があったとおりで、本人もやる気十分というような感じでございます。これから先、私たち農業委員や市の方でバックアップをしていく必要があるのではないかなという考えを持っております。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。佐伊津町の譲受人は、福岡県北九州市の譲渡人より、栖本町の田1951㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。8月23日に松本推進委員と二人で現地確認に行きました。去年までは、早期米を譲渡人の親戚にあたる方が、作られていたようです。今回の売買で、再び水稻を作られるということでした。管理はきれいにされていたので、何ら問題はないと思います。審議をよろしく願います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

○議長（本田実君） 日程第3、議第85号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は愛知県の個人で、牛深町の田79㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時、住まいが手狭で不便だったため、住宅1棟、手洗い場1棟、庭として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。この農地の申請者から電話で話を聞きましたので、報告させていただきます。この場所は昔レンコンが栽培されていたそうです。そちらへ私も20年ぶりに行ってきました。そうしたところ、レンコンの姿が全くなくなぜだろうという気持ちになりました。ここは、離れ島で水がどうしても不足する場所で、そのこともあり、レンコンの育ちが悪くなったのではないかと考えています。今回の申請者は、愛知県から実家に定期的に通われていましたが、そろそろ古い家の後片付けなどを行い、引き払いたいという思いがあるようです。そのことを皆さんにご理解いただければとおっしゃられていました。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑743㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地

です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しく、山林として管理したいため、イチヨウ 25 本を植林する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。山下推進委員と現地調査をして、申請者と話をしてきました。申請者の名義となる前は、申請者の兄弟の方の土地だったそうです。平成 5 年ごろに植林がすでになされていたということを知っています。その結果、写真のように大きくなっています。農地を含めたすべての土地を申請者が引き受けたということで、このように申請に挙げてきてもらっています。現地を確認し、話を聞いた結果、このとおり始末書が提出されておりますし、特段問題ないと思います。審議の方をよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 86 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は亀場町の法人で、志柿町の畑 528.92 m²を売買により取得し、XXXXXXXXXXへ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したXXXXXXXXXXからXXXXへ約XXXX km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、XXXXXXXXXXの需要が見込まれるため、事務所 1 棟、駐車場 11 台として整備し、利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（黒川紀世子君） 11 番黒川です。8 月 21 日に現地確認に行きまして。申請地付近は、何度も行っている場所で、ポツンと一か所だけ空き地として残っているような感じ

m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。山下推進委員と一緒に現地確認並びに話を聞いて参りました。譲渡人は、県外にお住まいで、農地の管理が非常に難しいとのことでした。譲受人につきましては、住宅が手狭ということでございます。そしてこの土地は、埋め立て地でありまして、農作物を作るのは大変困難な場所だと思いつつ、これまで見て参りました。今回このような話があって、私としては良い話ではなかったかなと思っております。審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田81m²を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、家族が■■■■を経営しており、駐車スペースが不足しているため、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに造成済みのため、譲渡人より始末書が提出をされています。以上です。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。8月21日に現地確認に行ってきました。この農地は、平成10年ごろに、国道造成と同時に埋め上げがされていて、それ以降はなにも耕作が

されていない状態でした。申請者の家族がすぐ上の建物で、■■■■■を経営されていて、駐車場がないため、仕方がないのかなと思って見てきました。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが一、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、栖本町の畑260㎡を売買により取得し、貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■から■■■■■へ約■■■■■km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、近くの■■■■■の駐車スペースが不足しているため、貸駐車場5台、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、譲渡人から始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。先ほどの3条4番と同じく23日に松本推進委員と二人で見に行っております。今回この場所が申請されていることに驚きました。実はこの場所は以前から駐車場として利用されており、■■■■■がすぐ近くの道の上にあるんですが、観光客の皆さんの駐車場や産交バスの転回場所としても使われております。何ら問題はないと思いますので、審議をよろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが一、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 6番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田756㎡を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建材店を営んでおり、資材置場スペースが必要なため、資材置場、通路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。8月21日に現地を原田推進委員と確認して参りました。ただいま事務局から説明があったとおりです。譲受人と譲渡人は、兄弟にあたります。この田は、10年ほど前までは耕作がされていましたが、現在は動画を見ていただければ分かりますように日当たりが悪い状態です。さらに、ちょうど道と道の間の迫で農地としての利用もできないのかなと思っていた場所です。以上のような状態で始末書も提出されています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第5、議第87号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(井上拓海君) 資料②の5ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が24件、再設定が7件、合計31件で、筆数68筆、総面積が89,556㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の10ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 88、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。

それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、牛深地域が 1 件、有明地域が 3 件、五和地域が 1 件の計 5 件です。筆数は全体で 14 筆、面積は 15,694 m²となっております。資料③の 11 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 22 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 2 番から 7 番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■と■■■へ約■■■kmと■■■km、■■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真です。全部で 2 枚あります。2 枚目です。次に 8 番・9 番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 10 番から 13 番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■kmと■■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。2 枚目です。次が現地の写真になります。こちらですが、前回の 7 月総会で審議され、非農地と判断が出ましたが、北野推進委員さんから利用状況調査で確認したところ、一部農地ではないかと連絡があり、事務局と北野推進委員で再度現地確認しました。こちらが再度現地確認した現地の写真になります。12 番については、農地と判断しました。申請者の方には連絡をとり、再度審議することの了承をもらいました。事務局としまして、今後誰でもいけるような分かりやすい地図を作成して現地確認することで、このような現場確認不足がないようにしたいと思います。次が 14 番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 2番から7番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 8番・9番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 12番については、事務局から農地という判断が出ております。12番以外の10番から13番については非農地という判断です。意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、12番を農地、それ以外を非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 14番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
-
- 議長（本田実君） 日程第7、議第89号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（濱朋也君） 資料②の23ページをご覧ください。空き家に付属した農地の指定申請件数は倉岳地域が1件。筆数は全体で3筆となっております。スクリーンをご覧ください。1番の地図です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の写真です。2枚あります。2枚目で

す。こちらも空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。また、所有者は遠方に住んでおり、現在既に遊休農地になっております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。こちら8月21日に現地確認をしてきました。ソーラーパネルの横にあった畑にイノシシがおり、荒地のような状態で、ここを農地として使うのは容易ではないと思いますが、特段問題はないと判断しました。審議をお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は空き家に付属した農地に指定することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（瀧朋也君） 資料②の24ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条の許可不要届は1件。農道として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届は8件、全て携帯電話の鉄塔を建設したいというものでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもって、令和4年天草市農業委員会第9回総会を閉会致します。

15時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長

本田実

署名委員

山下和弘

署名委員

山並彰一郎